

平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

（趣旨）

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等所在施設（法第三条第一項に規定する指定都市等所在施設をいう。次項において同じ。）である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等（法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。次項において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準（第四条、第五条及び第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を読み替えて準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条第二項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに第十一条並びに附則第二条第二項及び第四条の規定による基準三）法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準（第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を読み替えて準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条第二項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに第十四条並びに附則第二条第二項及び第四条の規定による基準三）法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準（第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第九条の二、第十二条（第四項ただし書きを除く。）、第十四条の二及び第三十二条の一（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準四）法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準（この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの）

二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準（第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を読み替えて準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条第二項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに第十一条並びに附則第二条第二項及び第四条の規定による基準三）法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準（第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第九条の二、第十二条（第四項ただし書きを除く。）、第十四条の二及び第三十二条の一（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準四）法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準（この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの）

三 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、法第十三条第二項の主務省令で定める基準（次条において「設備運営基準」という。）は、都道府県知事が条例で定める基準（次条において「設備運営基準の目的」とする。）の意見を聞き、その監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聞き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 都道府県は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（学級の編制の基準）

第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

一 学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

（職員の数等）

第五条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならぬ。

二 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

三 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該学級数を下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児を下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

四 連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児を下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二（後段を除く。第七条第三項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

第六条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。



読み替える児童福読み替えられる字句  
読み替える字句  
第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福 祉施設の設備及び 運営に関する基準 の規定		読み替える児童福 祉施設の設備及び 運営に関する基準 の規定	
第四条第一項 び同条第二項	第四条第一項 の規定	第五条第一項	第五条第一項
入所している者	設備運営基準	最低基準	最低基準
第十四条の二 第一項	社会福祉施設 利用者 援助	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律第十三条第一項の規定に より都道府県（同法第三条第一項に規定する指定 都市等所在施設である同法第一条第七項に規定す る幼保連携型認定こども園（都道府県が設置する ものを除く。）については、当該指定都市等（同法 第三条第一項に規定する指定都市等をいう。）が 条例で定める基準（以下この条において「設備運 営基準」という。）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定す る園児（以下「園児」という。）
第十四条の三 第十四条の二 第一項	社会福祉施設 利用者 援助	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定す る園児（以下「園児」という。）
第十一 条第一項	第九条 第一項	第九条 第二項及び第 三項	第九条 第二項
第九条の二 第一項	第九条 第一項	第九条 第二項	第九条 第二項
第九条の三 第一項	第九条 第一項	第九条 第二項	第九条 第二項
第九条並びに第十 一条第二項及び第 三項	第九条 第一項	第九条 第二項	第九条 第二項
第一条第二項及び第 三項	第九条 第一項	第九条 第二項	第九条 第二項
入所している者	入所中の児童 及び 当該児童	入所 又は入所 園児 園児	入所した者 又は入所 园児 园児
利用者に対する支援の提供	利用者	当該園児	当該園児
入所している者	第八条 第一項	第八条 第一項	第八条 第一項
園児	教育及び保育並びに子育ての支援 学校・社会福祉施設等	教育及び保育並びに子育ての支援 園児	教育及び保育並びに子育ての支援 園児

る場合であつて、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

**第十四条 幼稚園設置基準**（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「児童の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

**附 則**

**(施行期日)**

**第一条** この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

**第二条** 施行日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の一例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第六条から第八条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

**第三条** 施行日から起算して十年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」と

することができる。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

**第四条** 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句

読み替える字句

読み替えられる字句

読み替える字句

読み替えられる字句

読み替える字句

第一次に掲げる面積のうちいざれか大きい面積イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積に定める面積

第一次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）	
	二学級以下	二学級以上
330 + 30 × (学級数 - 1)	330 + 30 × (学級数 - 1)	400 + 80 × (学級数 - 3)
ル	ル	ル

学級数	面積（平方メートル）	
	二学級以下	二学級以上
0 × (学級数 - 3)	0 × (学級数 - 3)	400 + 8 × (学級数 - 1)
メートル	メートル	メートル

面積	口	
	三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	二・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
乳児室	一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積	一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
二・ほふく室	三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
三・保育室又は遊戯室	一・九八平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	二・ほふく室

面積	乳児室	
	一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	二・ほふく室
一・六五平方メートル	一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	二・ほふく室
ル	ル	ル

第六項 第一次に掲げる面積のうちいすれか大きい面積	320+100×(学級数-2)
第二次に掲げる面積のうちいすれか大きい面積	一三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

3

施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第六条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようしなければならない。  
 一 園児が安全に移動できる場所であること。  
 二 園児が安全に利用できる場所であること。  
 三 園児が日常的に利用できる場所であること。  
 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第五条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少數である時間帯において、第五条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有するとの認める者とすることができる。

第六条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもつて代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第七条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有するとの認める者をもつて代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第八条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもつて代えることができる。ただし、満三歳未満である幼保連携型認定こども園については子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行ふに当たつて第五条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる。

体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九条 前三条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもつて代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附 則（平成二十七年三月三一日内閣府・文部科学省令第三号）

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年八月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第六号）

この命令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成二七年九月四日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第七号）抄

（施行期日）

この命令は、公布の日から施行する。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

3 この命令の施行の際現に前項の規定による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第五条の規定により食事の提供を行つている幼保連携型認定こども園においては、この命令の施行後は、第一項の認定を受けて公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業を行つているものとみなす。

附 則（平成二八年三月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二三日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月二一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）

この命令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則（平成三一年三月一五日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

（施行期日）

この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この命令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第六条第三項（同令附則第四条第一項及び第二項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。）の規定による基準（以下「新基準」という。）に従い定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する都道府県又は指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

附 則（令和元年一〇月一八日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第三号）

この命令は、令和元年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一二月一六日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和五年二月三日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

この命令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則**（令和五年三月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）

抄

（施行期日）  
この命令は、令和五年四月一日から施行する。

（施行期日）  
（令和六年三月一三日内閣府・文部科学省令第一号）

（施行期日）  
この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第五条第三項の規定は、適用しない。この場合において、この命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第五条第三項の規定は、この命令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 前項の場合を除き、この命令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新基準第五条第三項の規定による基準（満四歳以上の園児及び満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する都道府県又は指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準第五条第三項の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。